

平成 24 年度公益財団法人横浜市総合保健医療財団事業計画

財団運営

1 財団の設立と新たな市民ニーズへの対応

当財団は、急速な高齢化に伴い増加しつつある要介護高齢者や、精神障害者等の要援護者が、住み慣れた地域社会で安心して家庭生活を送ることを支援するため、平成 4 年の横浜市総合保健医療センターの建設にあわせ平成 4 年に設立され、今年で 20 年になります。

この間、平成 12 年には介護の社会化を目的とする「介護保険法」が施行され、また、平成 18 年には身体、知的、精神障害者に対する福祉サービスを一元的に提供する「障害者自立支援法」が施行されるなど、財団を取り巻く社会環境は大きく変化してきています。

こうしたなかで、社会的資源をより効果的に活用するための支援、長期入院を余儀なくされている精神障害者の退院促進、認知症の早期診断による早期対応、障害者自立支援法への対応等、新たな市民ニーズへの取組とサービスの質の向上に取り組んでまいりました。

2 新公益法人制度への対応

当財団は、公益法人制度改革 3 法に基づき、新たな公益財団法人に移行することを決定し、平成 23 年 9 月 29 日に神奈川県公益認定等審議会に移行認定のための申請書を提出しました。

その後、平成 24 年 2 月 23 日に開催された同審議会より、神奈川県知事に対して当財団が「認定法に規定する基準に適合すると認めるのが相当である」との「答申」がなされました。この結果、3 月下旬に認定書が発行され、平成 24 年 4 月 1 日に法人の移行登記を行い、新たな公益法人としてスタートすることになりました。

なお、移行後の法人の名称は「公益財団法人横浜市総合保健医療財団」となります。

3 指定管理者制度と特定協約

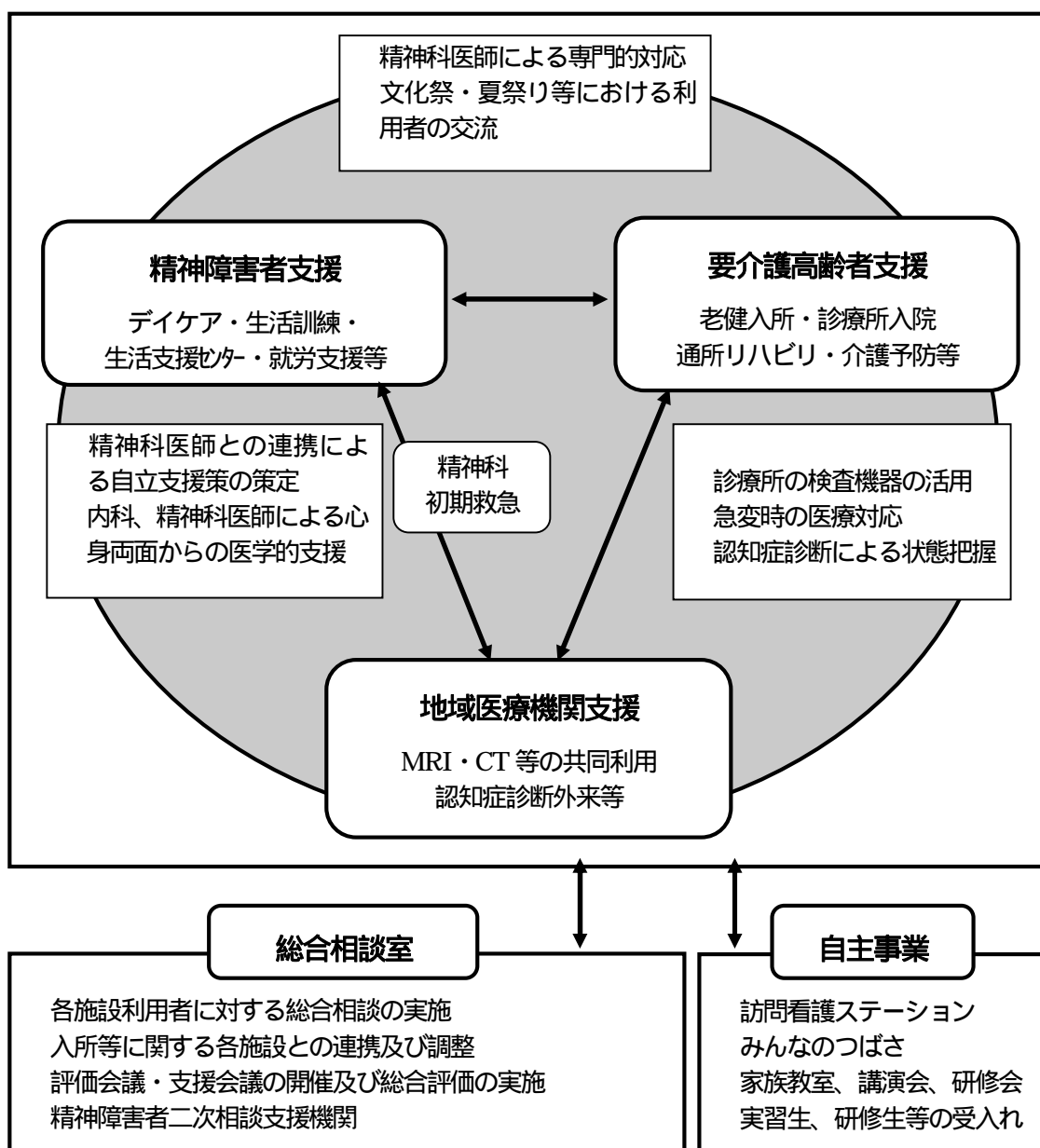
平成 23 年 4 月 1 日から第 2 期指定管理期間が始まり、神奈川区及び磯子区の両生活支援センターについては 10 年間、横浜市総合保健医療センターについては 5 年間の管理運営が始まりました。

また、横浜市と外郭団体で経営目標を締結する「特定協約」の第 3 期期間（平成 23 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）が始まり、引き続き高い評価結果が得られるように、全力で事業に取り組んでいます。

横浜市総合保健医療センター管理運営事業

横浜市総合保健医療センターは、保健・医療・福祉の専門機関や関係団体と地域の皆様が有機的に連携し、在宅で援護を必要とする方々に対して、総合的、一体的なサービスを提供する「地域ケアシステム」を専門的・総合的に支援する目的で開設されました。

当センターは、「精神障害者支援」「要介護高齢者支援」「地域医療機関支援」の3つの事業・施設から構成されますが、これらは各々独立したものではなく、それぞれの機能を発揮するために相互に連携・協働し、一体となって在宅支援を行います。総合相談や自主事業も3つの事業を直接、間接に支持するものです。また、家族教室や講演会などを通じ、疾病に対する正しい理解やその予防方法等の啓発にも努めてまいります。



1 精神障害者支援事業

近年の障害者、特に精神障害のある方々を取り巻く状況は大きな動きを見せています。

障害者自立支援法による障害福祉サービスの再編のみならず、いわゆる社会的入院を余儀なくされている方々の地域生活への移行、あるいはうつ病による職業生活の中断など、精神疾患のある方々が直面する問題への関心が従来に増して高まり、それをいかに解決するかが大きな社会的課題になっています。それは、精神保健の課題がより身近なものであり社会全体で取り組むべきものという認識の広がりを表すものと言えます。

一方、横浜市の障害者プラン（第2期）では、「障害者が自らの意思で生活を定めることができる」、「障害者が住み慣れた地域で生活を送れる」、「障害者が安心して日々の生活を送れる」、これらを目指すべき社会と位置付けています。

こうした社会的課題を解決し目指す社会を実現するためには、多様なサービスを用意し、地域社会の中で統合的にかつ継続して提供する体制が不可欠です。総合保健医療センターでは、このような認識に立ち、精神障害のある方々が「地域のなかで、自分の生活のスタイルを自分で決めていける暮らしができる」ことをあるべき状態ととらえ、この考えのもと、以下の運営方針により精神障害者支援事業に取り組んでまいります。

1 「人権」「主体性」を基本におく支援

利用者の人権を守り、それぞれの意思と選択に基づいた支援を行います。

2 「地域生活重視」の視点に貫かれた支援

利用者が生き生きと地域生活を送ることができるための支援を行います。入・通所型サービスでは利用期限を設け、短期間で目標を達成するための支援を行います。

3 計画に基づく支援

利用者のニーズを適切に把握し、計画に基づいた支援を行います。

4 一人ひとりのニーズに合わせた支援

利用者個々のニーズに合わせ、医療・生活・就労の各事業が連携・協働しトータルな支援を行います。

5 他の社会資源との協働による支援

地域の支援ネットワークの一員として、他の社会資源との協働による支援を行います。

また、利用者の地域での生活に必要な継続的サービス提供体制を関係機関とともにつくります。

6 社会的課題を踏まえた先駆的な支援

常に社会的課題への視野を持ち、課題解決を図るための先駆的な支援技術・支援プログラム開発に取り組めます。また、得られた成果は積極的に関係機関に提供し、地域社会全体の支援技術向上を図ります。

平成24年度は、生活支援センターにおいて23年度から開始した「精神障害者地域移行・地域定着支援事業（旧『退院促進支援事業』）」と「自立生活アシスタント事業」を継続実施し、これまでに培ったノウハウを活用して積極的な支援を進めてまいります。

(1) 精神科デイケア(定員40人)

精神障害のある人が、社会復帰や生活の安定といった個別の目標や希望に近づけるように、グループ活動と個別面接を通じて、リハビリテーションを行っています。

利用者の抱える疾患が、統合失調症のみならず、気分障害や不安障害など、様々な精神疾患に拡大していることから、プログラムを疾患別に実施するなどして、より効果的な働きかけになるよう工夫しています。

また、リハビリテーションを効果的に進めるために、個別面接を定期的にも実施しています。

具体的には、統合失調症の方に対するプログラム、気分障害や不安障害などの方に対するプログラム、気分障害を抱える休職者に対する「復職サポートプログラム」の3つに分けて実施し、プログラム内容も、回復への効果が高いとされるSST(対人関係の技能の獲得)心理教育(病気の知識と工夫の仕方)集団認知療法などを積極的に実施し、通所される方の目標に向けた支援を行っています。

さらに、積極的な家族支援を継続して実施しています。通所される方のご家族に対しては、「家族プログラム」を毎月1回実施し、また、市民で統合失調症の方の御家族に対しては、「家族SSTセミナー」を年2クール実施しています。

こうした取組により、社会的な要請に応じ、かつ「より高度」「より先駆的」「より公共的」な事業を展開するデイケアとして運営されています。

平成24年度は、これらの取組をさらに充実させ、質の高いリハビリテーションを展開してまいります。

ア 統合失調症以外の精神疾患、精神障害を抱える利用者に対する、効果的なリハビリテーションプログラムの提供

新規通所者及び見学希望者の中で、うつ病や躁うつ病、不安障害、身体表現性障害等の疾患や障害を抱える人の割合が大きくなってきています。そこで、これまでのリハビリテーションプログラムに加えて、対象疾患や対象の障害に向けた新たなプログラムを検討し、効果的なリハビリテーションを実施できるように進めてまいります。

イ 統合失調症を抱える利用者に対するリハビリテーションプログラムのさらなる充実

在籍者数の8割以上が、20～30歳代の利用者であり、通所目標も積極的な社会復帰(就職、就学、復職、復学など)を掲げる人が非常に多くなっています。そこで、積極的に心理社会的治療を実践してまいります。具体的には、SST、心理教育、集団認知療法を定期的にも実施してまいります。

ウ 「気分障害によって休職している人を対象としたリワーク(復職支援)プログラム」の充実

リワークグループのプログラムが開始されるまでの間に体調を整えるための取組(プレリワーク)に加え、リワーク終了後から職場復帰までの間のフォローアップを個別及びグループにて実施するなど、復職についてのサポート体制を一層充実してまいります。

さらに復職後のフォローアップ・ミーティングを、生活支援センターと連携して開催し、地域移行への体系づくりを検討していきます。

エ 自主事業「家族SSTセミナー」を実施

当事者の家族があまり無理をせず、少し楽にご自身の生活を営めるような工夫について、SSTを通じて取り組んでまいります。

横浜市全区域を対象に、年2クール実施いたします。

<精神科デイケア延利用者数>

21年度	22年度	23年度 見込み	24年度 計画
9,836人	10,940人	9,160人	9,600人

(2) 精神障害者生活訓練

生活訓練は、精神障害者が地域で自立した日常生活を営むための様々な支援を行います。特に精神障害者施策の大きな課題である精神科病院入院者が地域生活へ移行するための事業に重点を置き、地域生活移行において重要な役割を果たします。

短期入所は平成 18 年に障害者自立支援法に基づく新体系事業へ移行し、生活訓練施設は平成 22 年度に自立訓練(生活訓練)と宿泊型自立訓練を組み合わせ提供する事業形態へと移行しました。

ア 長期入所(ロングステイ) 定員 宿泊型自立訓練 20人、自立訓練(生活訓練) 12人

長期入所では、夜間早朝の支援である「宿泊型自立訓練」と日中活動である「自立訓練(生活訓練)」の2つの事業を実施しています。自立支援法による新体系事業の枠組みの中で、利用者は「宿泊型自立訓練」を軸として、必要と時期に応じて、「自立訓練(生活訓練)」とその他の日中活動系事業を組み合わせ利用します。これにより、地域生活への移行に向けて、より一層効果的な支援が可能となります。

さらに、平成 21 年度の調査研究事業で得られた知見を活かし、医療、司法、地域社会それぞれからの期待が大きい医療観察法対象者の地域生活移行支援にも引き続き取り組みます。

(ア) 宿泊型自立訓練(定員 20人)

「宿泊型自立訓練」では、利用者は個室で生活しながら、生活の自立に向けた支援を受け、服薬や金銭の管理、生活リズムの確立、衣食住にわたる日常の生活技術全般を身に付けていきます。利用期間は、国が標準とする2年間の二分の一から四分の一の期間にあたる原則6か月間(最長1年間)とし、同様に短期間入所による効果的効率的な生活訓練を行います。

(イ) 自立訓練(生活訓練)(定員 12人)

「自立訓練(生活訓練)」では、日常生活技術の向上や地域生活移行に焦点を当てた集団プログラムと個別支援プログラムを提供します。利用者は個別支援計画に沿ってプログラムを選択して利用します。単身生活を目指す場合には、アパート探しを含めた退所後の居所設定支援も行います。

イ 短期入所(ショートステイ) 定員 6人

原則として1週間以内の利用を通して、休息や家族との分離、自立生活の体験等それぞれの利用目的に応じた支援を行います。(長期入所が新体系に移行したことに伴い、料金制度を見直し、平成 22 年度から、短期入所でも光熱水費を徴収しています。)

本事業は平成 18 年 10 月から自立支援法事業に移行しましたが、地域の要望に応える緊急避難的な受け入れは、平成 24 年度も実施します。

御本人が初めての場所でも安心感を持てるように、御家族や支援者と共に体験的に宿泊する付添いショートステイも行います。

ウ 横浜市地域生活推進事業(通称:チャレンジ事業)

地域で生活している方だけでなく、精神科病院からの退院を目指している方にも対象を広げ、病院以外の生活を体験する目的で多くの方に利用していただいています。この事業は平成 20 年度から横浜市単独事業として事業化され、退院を目指す方が経済的な負担なく、自立訓練事業を体験利用できる仕組みが整うこととなりました。

エ 地域移行(退院促進)に関する普及啓発

病院巡業...啓発活動とネットワークづくり

出前PR...区役所、生活支援センター、医療機関等で、直接、精神障害者への制度活用、支援者への研修、横浜市総合保健医療センターの利用案内について説明

冊子の通信販売 「ひとり暮らしのコツ集めてみました。」による生活訓練の支援内容の紹介などの活動に引き続き取り組んでまいります。

生活訓練延利用者数

	22年度 実績	23年度 見込み	24年度 計画
宿泊型自立訓練	4,277人 (延在籍 7,510人)	4,784人 (延在籍 9,744人)	5,110人 (延在籍 10,406人)
自立訓練 (生活訓練)	1,707人	2,029人	2,166人
短期入所	1,721人	1,851人	1,752人
横浜市地域 生活推進事業	428人	556人	584人

(3) 精神障害者就労訓練

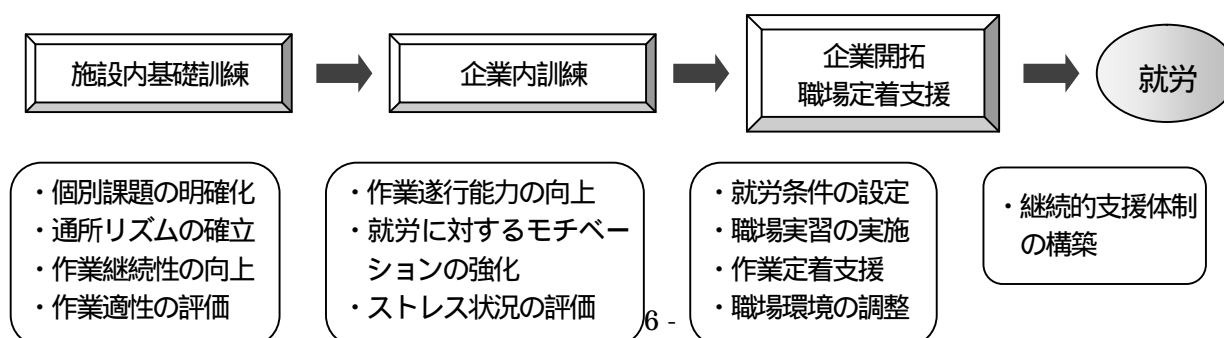
就労訓練系では、所内での作業訓練だけでなく、企業環境の下での訓練、支援を進めています。これは、施設の中に作られた環境だけでは、精神障害を持つ当事者の職業準備性向上に限界があるためです。また、作業に対する責任感の醸成や働くことに対する意欲を引き出すうえでも、企業の中で実際の業務を体験することが不可欠と考えるからです。平成23年度は、この企業内での訓練を合わせて3か所の事業所で展開し、クリーニング前の準備作業、コンピュータへのデータ入力、リサイクル品の仕分けなど、企業で行われている業務の体験を通して、利用者の積極的・能動的な活動を育む支援を行いました。実際、企業内訓練に参加している利用者の方からは、「働く“勘”を取り戻した」「充実感がある」との感想があり、就労に向けた動機付けの場にもなっていることがうかがわれます。平成24年度は、施設内の訓練とこの企業内訓練を効果的に結び付け、多面的な評価と計画に基づいた支援をさらに充実させていきます。

一方、当事者の就労のみならず、職業生活の維持や質の向上を図るためには、作業適性だけではなく、働くことに対する希望を重視した支援が必要です。就労訓練系では、精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」をはじめ市内就労支援機関と密に連携しながら、当事者の希望に合わせた企業開拓を進めてまいります。

ア 就労移行支援事業（6か月訓練コース、定員24名）

障害者自立支援法に基づく事業です。施設の中での基礎的な訓練と企業内での実際の訓練により、就労とその継続に必要な能力の習得・向上を図ります。また、利用者個々の障害特性や職業適性、希望等に応じた企業を開拓するとともに職場定着の支援を行い、6か月間での就労実現を目指します。利用者自身の職業への希望や意欲を含めたアセスメントにより、支援課題・支援計画を明確化し、利用者とそれらを共有しながらより短期間での就労に取り組んでいます。

<訓練・支援の流れとねらい>



イ 短期評価コース事業（定員5名）

1か月の短期通所訓練を通して、就労を希望する精神障害者の就労準備性、職業上の課題、作業特性等について評価を行うことを目的とした財団独自の事業です。

精神障害者の障害特性、なかでも環境要因によって作業能力が変動しやすい特性を考えると、的確な職業アセスメントを行うためには、一定期間の通所によりその状況を観察することが必要になります。横浜市内では短期間の通所による評価サービスを事業として行っている施設が少ないこともあって、平成23年度は前年度に比較し利用者が大きく増加しました。また、職業的課題の評価だけでなく、復職に向けた生活リズム・体調調整、就労準備訓練の体験など、利用される方の目的も多様化しています。就労訓練系では、精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」をはじめ、他の系の利用者に作業評価の場を提供しながら、本事業を通して精神障害者支援部門のサービス向上に努めてまいります。

就労訓練事業延利用者数

21年度	22年度	23年度 見込み	24年度 計画
4,611人	4,545人	5,400人	5,400人

（4）精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」

精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」は、横浜市が設けている8か所の障害者就労支援センターのうち、唯一支援対象を精神障害者に特化した就労支援機関です。平成17年10月の開所以来、多数の当事者の方の利用があり、就労を希望する当事者の方の相談に応じるとともに、一人ひとりの障害特性や職業適性に応じた職場の開拓、職場実習やジョブコーチの派遣による職場適応支援等の就労支援を展開しています。開所以来、240人近くの方の就労を支援してまいりましたが、最近では、支援により就労した方からの職業生活継続に関する相談も増えています。こうした状況は、当事者の就労支援、職業生活継続支援に対するニーズが極めて高いことを表すものです。

平成24年度は、こうしたニーズに引き続き対応するとともに、当事者の希望を重視した支援の展開や他の就労支援機関、生活支援センターなど関係機関との連携による支援ネットワークの構築等に取り組んでまいります。また、平成23年度までの利用実績に基づき実利用者数のより厳密な捕捉を行い、平成24年度は、より効率的な支援を行うようにしてまいります。

ア 相談及び調整

就労に関する相談に対応し、本人の能力や適性、希望を明確にした上で支援計画を策定いたします。

また、情報の提供・相談の総合窓口として、ニーズに合わせた施設・機関の紹介を行います。

イ 職業評価

利用者の適性や職業に就く上での障害特性を評価するため、協力企業や関係機関での短期の訓練を実施いたします。この訓練による評価により支援計画を策定いたします。

ウ 職場開拓・企業への雇用の働きかけ

ハローワークとの連携、求人誌などの活用により、利用者一人ひとりの適性、希望に応じた業務を持つ企業を開拓いたします。

エ 職場実習の実施

作業への定着、職場環境への定着により、雇用への円滑な移行を図るため職場実習を実施いたします。この実習では、職員をジョブコーチとして派遣し、作業同伴、定期訪問等により集中的な支援を行います。また、企業と当事者の橋渡しを行い、双方の不安や課題等を解決するための

支援を行います。

オ 企業支援

企業に対し、精神障害者について理解を得るための啓発活動を行うとともに、障害者雇用にあたっての対応策等についての相談・支援を行います。

カ 関係機関等支援

精神障害者支援センターや家族会が開催する個別就労相談や就労講座等に、職員を講師として派遣するなど、関係機関等の支援を行います。

就労支援センター（ぱーとなー）延利用者数

	21年度	22年度	23年度 見込	24年度 計画
相談・調整件数	7,908人	7,969人	4,500人	4,500人
実利用者数 (定着支援を含む)	502人	551人	270人	290人
支援終了者数 (自己就労、在職支援等を含む)	101人	91人	311人	30人
支援就労者数	36人	42人	42人	45人

支援終了者数については、23年度末より登録更新制とするため、一時的に人数が増加しています。

(5) 精神科初期救急

精神障害のある市民の地域生活を支える基本的な仕組みの中には、いつでも安心して適切な治療を受けられる精神科医療体制を確保することが不可欠となります。

二次及び三次救急については24時間体制が整備されましたが、他の疾患と比べ精神疾患に対する救急医療は十分とは言えません。

横浜市総合保健医療センターでは、平成24年度も引き続き地域の精神科医療機関の協力を得て、市内で唯一、多くの医療機関が診療を実施していない土曜の午後及び日曜・祝日・年末年始昼間の初期救急診療を実施いたします。

具体的には、本人又は御家族が、神奈川県精神保健福祉センターの精神科救急医療情報窓口にて電話相談し、外来診療が必要であると判断された場合、当センターに連絡があり、診療を行います。

- 参考) 初期救急 : 精神症状の悪化により外来診療が必要とされる場合
二次救急 : 精神症状の悪化により入院診療が必要とされる場合
三次救急 : 自傷他害の恐れがあり警察官などの通報により診察を実施する場合

	21年度	22年度	23年度 見込み	24年度 計画
開所日数	123日	122日	122日	120日
受入人数	96人	82人	85人	83人

(6) 港北区精神障害者生活支援センター

横浜市の中期計画(平成18年度～平成22年度)に示された、精神障害者生活支援センターの整備における、市内14番目の施設として、平成21年6月1日に横浜市総合保健医療センター4階にオープンいたしました。

平成23年度に、精神障害者地域移行・地域定着支援事業(退院促進支援事業)及び自立生活アシスタント事業が開始されましたが、平成24年度も引き続き、横浜市総合保健医療センターの各機能と連携しながら、総合的な支援を展開してまいります。

港北区生活支援センター延利用者数

22年度	23年度 見込み	24年度 計画
26,634人	31,000人	30,000人

精神障害者生活支援センター管理運営事業

生活支援センターは、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域交流活動の促進等を行うため設置され、精神障害者一人ひとりが、地域の中で安心して自分らしい生活を送れるように様々な支援を行っています。

横浜市では行政区ごとに一館の整備を進めていますが、総合保健医療財団では、平成21年6月に総合保健医療センター内に開設した港北区と神奈川区、磯子区の3つの生活支援センターの管理運営を行っています。

なお、横浜市の生活支援センターは、障害者自立支援法の施行に伴い、一次相談支援事業所として位置づけられています。

また、平成23年度から新たな指定管理期間が始まりましたが、その中の業務基準では、各生活支援センターにおいて「精神障害者地域移行・地域定着支援事業（旧『退院促進支援事業』）」及び「自立生活アシスタント事業」が追加されました。

さらに多機能となる生活支援センターですが、精神障害のある方々が「住み慣れた地域で安心して生活を送れる」ことを目指し、積極的に支援をしております。

1 主な事業内容

- ア 日常生活の支援.....生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な援助
- イ 相談等.....電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係等日常的な問題、悩み、不安、孤独感の解消を図るための助言、指導
- ウ 生活情報の提供.....住宅、就労、公共サービス等の情報提供
- エ 地域交流の促進.....レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供
- オ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業（旧退院促進支援事業）
精神科病院に長期入院（概ね1年以上）している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者に対し、活動の場を提供し、退院のための準備活動を行うこと及び関係機関の連携を強化し、地域の受入体制の充実を図ることにより、円滑な地域移行を図るための支援
- カ 自立生活アシスタント派遣事業
原則として、家族等による日常的な支援が受けられない単身等の精神障害者を対象に、訪問による生活支援・コミュニケーション支援・緊急時対応、地域生活の維持継続と自己実現に向けた支援。
- キ その他.....地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

2 各施設の事業

(1) 神奈川区生活支援センター

21年度から3か年の「行動計画書」を作成して、段階的にピア活動を進めてきました。

24年度も、地域移行・地域定着啓発など、これまでの取り組みを活かしたピア活動を実践します。さらに、ピア活動の育成・充実・普及を図るため、定期的に利用者を対象としたプログラムを実施してまいります。

(2) 磯子区生活支援センター

22年度まで、磯子区役所の「うつ状態の人の家族支援及び地域支援」事業を受託し、うつ状態の人が安心して地域生活を送ることができるよう、気軽に相談できる体制づくりを行ってまいりましたが、24年度も引き続き独自に「うつの方とその家族支援」を相談支援の一貫として実施してまいります。

(3) 港北区生活支援センター

9ページ前出

延利用者数

	21年度	22年度	23年度 見込み	24年度 計画
神奈川区生活支援センター	29,401人	31,656人	35,800人	33,800人
磯子区生活支援センター	22,995人	21,286人	27,400人	26,000人
港北区生活支援センター(参考・再掲)	16,695人	26,634人	31,000人	30,000人

2 要介護高齢者支援事業

団塊の世代が高齢期を迎え、我が国は本格的な高齢社会に移行しつつあります。多様なライフスタイルの高齢者が増加すると考えられていますが、要介護高齢者も着実に増加し、その支援はますます重要となってきます。

センター開設時、市内に3か所であった介護老人保健施設は、介護保険制度の創設により現在80か所になり高齢者の安心は大きく前進しました。しかし、施設の急速な整備と介護報酬の制約等から専門職員の定着が進まないこと、入所者の医療費は原則として介護報酬に包括されることなどから、医療ニーズを伴う要介護者の利用が抑制されること等の問題も生じています。

センターでは、こうした課題に「しらさぎ苑」と「診療所病床」を有機的に連携させることで、介護度と医療ニーズが高いため他の介護老人保健施設では受け入れの難しい方に対応するなど、各部門が連携して取り組んでいます。しらさぎ苑は、全国老人保健施設協会実地研修指定施設でもあり、特色ある運営で要介護高齢者・家族にきめ細かく対応をしています。

平成24年度も、センターの基本理念『「個の尊重」「安心と信頼」を大切に質の高いサービス提供を目指します』の下、下記の基本目標を掲げ「効率的運営」と「質の高いサービスの提供」で、利用者の高い満足が得られるよう事業を遂行してまいります。

1 個の尊重と安全で適切なケア

利用者一人ひとりの生活と人生を尊重する姿勢をケアの基本とし、利用者のニーズ、心身の状態に合わせた安全で適切なケア提供に努めます。特に、認知症利用者については、専門医によるコンサルテーション提供や専門性の高い職員のキャリアなどを活用して適切なケアを提供します。

2 利用者ニーズに即したサービスの提供

P D C A（業務改善サイクル）を活用して、利用者満足度の向上と質の高い療養・介護環境の実現を図ります。また、短期入所や医療処置が必要な利用者等を積極的に受入れ、市民ニーズに即したサービスを提供します。さらに、評価システムを機能させ、評価・情報公表を積極的に行い、サービスの質の向上に努めます。

3 ふれあい・であいの開かれた施設運営

開かれた施設運営を図り、高齢者の在宅生活を支援するため、地域の人々や自治体・関係諸機関等と協働し、地域ネットワークの構築を目指します。

4 サービスを支える人材の育成

人が人に対して行うサービスは、職員のケアの実践力が鍵となります。要介護高齢者支援サービスの担い手として、確かな知識と技術を基盤にした専門性の高い実践力向上を目指します。

また、サービスの質向上のため、専門的・人間的能力の高い実践モデルの育成を図ります。人材育成に向けては、職員が主体的に自らの実践力向上に取り組めるよう、成長段階ごとの到達目標を設け、継続的に教育・研修を実施します。

5 健全で安定した経営基盤の確立

市民・利用者の期待や信頼に応える施設として、効率的・効果的な運営に努め、健全で安定的な経営基盤を確立します。そのため、経営目標を組織で共有し、施設稼働率の向上やコスト節減などの実現を図ります。共通の目標に向かって取り組む過程を通して、職員が一体となってセンター運営に取り組む意欲を高めます。

(1) 介護老人保健施設 「しらさぎ苑」

(一般棟50床 認知症専門棟30床 通所リハビリテーション定員20人)

介護保険制度に基づき、介護認定された要介護高齢者の方々に、「施設入所」・「短期入所」・「通所によるリハビリテーション」の介護サービスを提供するとともに、通所リハビリテーションでは、制度改正により利用対象となった要支援高齢者の介護予防にも取り組みます。

経営効率の面からは厳しいものの、公立施設の使命として、市民要望の強い、短期入所希望者や医療的サポートの必要な利用者の利便に引き続き寄与するとともに、老人保健施設の本来機能である、在宅復帰率の向上にも努めてまいります。

経営改革計画のもと、職員が一丸となって稼働率の向上と経費削減に取り組んだ結果、しらさぎ苑は、平成18年度に初めて事業別収支を黒字とすることができました。この実績と利用者の要望を踏まえ、平成20年度からは通所リハビリテーションの土曜開所を実施するなど、内容の充実に取り組み、さらなる利用者ニーズに対応いたします。

延利用者数

	21年度	22年度	23年度 見込み	24年度 計画
一般棟 50床	18,065人	17,950人	17,800人	17,900人
認知症専門棟 30床	10,994人	11,045人	10,900人	10,900人
通所リハビリ 20人	5,445人	4,922人	4,900人	5,200人

(2) 診療所病床

(医療病床7床 介護療養病床12床)

有床診療所の19床については、現在、7床を医療病床として医療対応が必要な高齢者等に対応するとともに、12床を介護療養病床として要介護高齢者の受け入れを行い、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ中重度者に対応しています。

また、市の「難病患者等居宅支援事業」として難病の方の一時入所も引き続き実施します。

診療所病床については、入院期間を原則48時間以内という規制が撤廃されましたが、安全管理や急変時についてより厳しい対応が求められています。なお、国の療養病床削減方針等、今後も国等の動向を注視しながら、センターにおける診療所病床の活用について横浜市と検討してまいります。

延利用者数

	21年度	22年度	23年度 見込み	24年度 計画
診療所病床	7,004人	6,969人	7,000人	7,000人

3 地域医療機関支援事業

大病院指向を改め、病院、診療所がそれぞれの機能を発揮し、相互に補完し合う「病・診連携」は、他都市に比べ著しく病院病床の少ない横浜市にあっては、医療資源の有効活用ということからもとりわけ重要であり、横浜市、関係団体においても、統一紹介状の作成等を通じ、診療所から病院への紹介率、病院から診療所への逆紹介率の向上に積極的に取り組んでいるところです。

この「病・診連携」が十分に効果を発揮するためには、かかりつけ医等の地域医療機関である診療所における適切な診断が必須であり、このためには最新の検査機器の整備が不可欠となります。

当センターでは、開設以来、地域医療機関が設置場所や投資費用等の関係から整備することが難しい高度・高額医療機器を整備し、依頼に応じ検査・診断等を行うことで地域医療機関の診療を支援しています。医療機器の性能は日進月歩であることから、適時の更新を行うとともに、小型化やコストダウンにより地域医療機関に普及した機器については廃止するなど、これら共同利用機器の稼働率向上に努めています。また、当センターが「精神障害者支援事業」「要介護高齢者支援事業」で培ったノウハウと専門スタッフを活用して、地域医療機関では事業展開しにくい認知症診断外来や高齢者生活習慣病外来にも取り組み、これらの患者さんのフォローを地域医療機関につなげることで連携、支援を行っています。

平成24年度もこれらの事業を着実に推進するとともに、共同利用件数、外来患者数の増加と効率的運営に努めてまいります。

(1) 高額医療検査機器の共同利用

地域医療機関ではスペースや採算性により設置困難なMRI（磁気共鳴イメージング装置）、CT（コンピュータ断層撮影装置）及びRI（核医学検査）等の画像診断機器、トレッドミル、心臓超音波装置、内視鏡装置等を整備し、地域医療機関の依頼に応じて、検査、診断を実施いたします。

当センターにおける当該事業については、横浜市医師会報に事業案内を掲載するとともに、各種広報活動を行ってまいりましたが、平成23年度からはホームページの活用に加え、インターネットによるオンライン予約システムを導入し、24時間365日予約可能にするなど地域医療機関への支援及び共同利用件数の増加に取り組んでいます。

延利用者数（所内利用を含む）

	21年度	22年度	23年度 見込み	24年度 計画
MRI検査	2,543人	2,557人	2,400人	2,400人
CT検査	1,196人	1,209人	1,250人	1,300人

(2) 認知症診断外来・認知症外来

若年性認知症の問題など社会的関心が高まる中、認知症への関心とこれを疾病の一つとして受け止め、早期診断、早期治療を受けようとする気運が高まりました。

当センターではこれに対応するため、業務の効率化をはかりより多くの市民の診断に努めております。センターの認知症診断は、共同利用のMRI装置を活用し、原則として二度の来院で迅速に診断を行うことが特長です。さらに、核医学診断装置を使い、より信頼性の高い鑑別診断を行っています。また、認知症と診断された方には、治療が可能な地域医療機関を紹介いたしますが、専門医師が少ないこともあり、希望される患者さんについては、当センター外来でフォローしています。

認知症診断・認知症外来件数

	21年度	22年度	23年度 見込み	24年度 計画
認知症診断	766件	818件	800件	900件
認知症外来	2,274件	2,507件	3,500件	3,100件

(3)生活習慣病外来

横浜市では、健康寿命の延伸をテーマに「健康横浜21」運動を展開し、死因の6割を占める、がん・脳卒中・心臓病の三大生活習慣病対策等に取り組んでいます。

また、最近では、内臓脂肪型肥満に加えて血糖値、血圧、血清脂質のうち2つ以上が危険域にあるメタボリックシンドロームも、動脈硬化を年齢相応より早く進行させるものとして問題となっています。喫煙に伴う「肺の生活習慣病」である慢性呼吸器病疾患（COPD）ともあわせ21世紀の生活習慣病の概念は非常に広義になっています。当センターにおいても高齢者を側面から支援するため、啓発活動とともに原因治療に重点をおいた生活習慣病外来を充実してまいります。

また、一般医療機関が取り組みにくい、障害者に対する生活習慣病の外来診療に取り組んでまいります。

延利用者数

	21年度	22年度	23年度 見込み	24年度 計画
生活習慣病 外来	3,983人	4,132人	4,250人	4,350人

4 総合相談事業

精神障害者支援、要介護高齢者支援、地域医療機関支援について、保健師や社会福祉職等の専門職を配し、利用者や家族、地域などに対し総合的な相談支援を行ってまいります。複合施設としての利点を生かし、各施設が有機的に連携を図ることにより、要援護者の地域での生活を専門的、総合的に支援してまいります。

(1) 相談・情報提供

精神障害者や高齢者等の方々の、福祉、保健、医療等に関する様々な相談に対応します。適切な情報提供と相談を行うことで、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援いたします。

(2) 受入会議

高齢者の長期入所受入に当たり、利用者ニーズや適切なサービス提供等について、医師、看護師、ケアワーカー、ケアマネジャー、管理栄養士、作業療法士、理学療法士、支援相談員等（以下「専門職等」という。）による受入会議で検討いたします。

(3) 支援会議

精神障害者支援施設の支援会議は、関係機関だけではなく、ご本人及びご家族にも参加していただき、ご本人を中心としたケアマネジメントを推進し、より充実した会議を開催いたします。

(4) ケアカンファレンス（ケアプラン会議）

高齢者に対し提供するケアプランの作成、修正、再評価、退所評価を行うため、専門職等によるケアカンファレンスを毎週1回開催いたします。

(5) 二次相談支援機関

「横浜市障害者プラン（第2期）」では、相談支援システムの機能強化が重点施策として掲げられています。

精神障害者の二次相談支援機関は、当センターと横浜市こころの健康相談センターの2か所だけです。特に当センターは、精神障害者のリハビリテーションに関する様々な施設を有することで障害者やその家族、一次相談支援機関からの相談に対する支援を行い、二次相談支援機関としての役割を果たしてまいります。また、地域で行われるカンファレンスや事例検討会、各区の地域自立支援協議会及びブロック会議へ参加することで、今後も地域支援の充実を図ってまいります。

さらに、平成24年度も、横浜市リハビリテーションセンター、横浜市更生相談所、横浜市こころの健康相談センターとの連携を深めることで、市民ニーズに即した相談支援体制の拡充を図ってまいります。

5 財団自主事業

指定管理者は、総合保健医療センターの運営に関して、条例の規定に基づき、自主的な企画・運営による自主事業を行うことができます。

平成24年度も、センターの理念と運営の基本方針に沿った公益的使命に基づいた事業を展開いたします。

(1) 訪問看護ステーション「みんなのつばさ」

精神障害者の在宅医療支援、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度高齢者に対する在宅支援により、センター機能の一層の充実を図ることを目指して、平成19年1月から訪問看護ステーション事業をスタートし、利用者数も年々増加しています。

訪問看護ステーションの利用者に統合失調症等の精神障害者が一定数含まれることは統計的に知られていましたが、訪問看護を開始してみて、医療から生活支援まで多機能の専門性を有する当センターであるからこそ、より質の高い支援ができることを実感しています。利用者一人に要する時間が長くなるなど効率性の面での課題がありますが、公益性と効率性の均衡もとりながら、センターの理念に沿った特徴ある運営に努めてまいります。

延利用者数

21年度	22年度	23年度 見込み	24年度 計画
3,630人	3,478人	4,025人	4,000人

(2) 精神障害リハビリテーション講座

精神障害者支援に携わっている職員等を対象に、外部講師を招聘するなどして「精神障害のリハビリテーション」に関する講座を開催いたします。

(3) 家族SST(有料)

当事者のいる家族が、あまり無理をせず、少し楽にご自身の生活を営めるような工夫について、SST(Social Skills Training)を通じて取り組んでまいります。横浜市全区を対象に、年2クール実施してまいります。

(4) 認知症支援講座等

ア 認知症を理解するための家族教室(有料)

認知症の方を介護する家族が、認知症に対する理解と知識を深めることにより、介護の負担が軽減できるよう支援をいたします。対象は当センターを利用する認知症患者のご家族で、精神科医師や臨床心理士、介護福祉士が専門的な講義を行うとともに参加者による懇談会を実施いたします。

イ 認知症介護者カウンセリング(有料)

認知症の方を介護する家族の介護上の悩みや不安について個別に相談し、心理的援助により、介護負担の軽減を図るための支援をいたします。

当センター診療所の認知症診断外来受診者の家族及び介護教室受講者を対象に臨床心理士によるカウンセリングを行います。

ウ 認知症専門医の派遣(有料)

各区役所から認知症の理解と知識を深めるための講演会等の依頼に対し、当センターの認知症専門医を派遣することにより、当センターの事業PRを行うとともに、センターの専門性を市民に提供いたします。

(5) 高齢者支援シニアフィットネス事業

ア 運動指導事業(有料)

高齢者や生活習慣病などの有疾患者に対し、診療所機能と密接な連携を図りながら、医療及び運動生理学の両面から運動処方を作成を行うとともに、身体機能の向上や寝たきり防止のための運動プログラムの提供及び実技指導を行います。さらに、地域の包括支援センターと連携を図り、高齢者の自立や介護予防サービスなど横浜市の高齢者支援事業のフォローアップを運動面から支援いたします。

イ 運動指導員派遣事業(有料)

区役所や地域ケアプラザにおける、介護予防・自立支援事業による転倒骨折予防教室、健康づくりや疾病の予防改善を目的とした事業に対し、運動指導員を派遣し実技指導を行うとともに、派遣先において当センターの事業を紹介し地域に情報の提供を行います。

(6) 健康づくり講座(有料)

健康づくりや疾病の改善に関する情報が氾濫している中、医師をはじめとする医療従事者等専門知識を備えた講師による健康講座を開催し、正確な情報を市民に提供いたします。また、当センターの事業を紹介し必要に応じ個別相談を行います。

(7) 内臓脂肪CT検査(有料)

平成20年度から40歳以上75歳未満の方で横浜市国保の被保険者や社会保険被保険者の被扶養者などを対象に特定健康診査が開始されております。この健診は内臓脂肪症候群の該当者や生活習慣病の予備軍に該当した方に対し、特定保健指導を行うことにより予防可能な生活習慣病の発病を減らし、医療保険財源の安定的確保を目的として実施されています。

当センターにおいても毎月10件程度の特定健診の受診者がおり、受診者からは内臓脂肪測定などの希望があります。そこで、このニーズに応えるため、X線CT装置を活用した内臓脂肪CT検査を実施し、市民の健康への認識と自覚の高揚を図ってまいります。

(8) 研修事業

ア ケアマネジャー研修

介護支援に関する当センターの専門性を活かし、市内の居宅介護支援事業者のケアマネジャーを対象に研修を行うとともに、ケアマネジャーとの連携強化、センター事業のPRを図ります。

イ 実習生、研修生の受け入れ

複合施設である総合保健医療センターが持つ機能や実績を活用し、大学医学部、看護大学、看護専門学校、社会福祉系大学、医療技術大学等の学生及び施設職員等を対象に、専門職種の人材育成を目的として、各部門において実習生、研修生の受け入れを実施いたします。

ウ 臨床研修医の受け入れ

質の高い医療を継続するには、研修医の質の高い教育が必須です。当センターでは「地域医療」の研修機関として、継続して臨床研修医を受け入れており、平成17年度、18年度、21年度に横浜市大病院から優秀指導医を受賞しました。今後も教育プログラムの工夫を行い、受け入れを実施いたします。

エ 全国介護老人保健施設協会実地研修

当センターの「しらさぎ苑」は全国老人保健施設協会から一定の条件を満たした実地研修施設の一つとして位置づけられています。平成24年度も引き続き他施設職員のケアサービスの質の向上に寄与するため実施研修を実施してまいります。

オ 放射線検査及び生理機能検査の症例研修会

近隣医療機関の医師を対象に、画像診断等の症例を通して高額医療機器の共同利用を推進し、地域医療を支援することを目的として、症例研修会を実施します。

6 総合保健医療センターの維持管理等

(1) 総合保健医療センターの維持管理

「指定管理者の業務の基準」に従い

- 1 施設・設備機器保守管理業務
 - 2 清掃業務
 - 3 什器備品等の管理業務
 - 4 保守警備業務
 - 5 環境衛生管理業務
 - 6 廃棄物処理運搬業務
 - 7 情報管理システム保守管理業務
- を行います。

(2) その他の業務

「指定管理者の業務の基準」に従い

- 1 事業計画書の作成
 - 2 事業報告書の作成
 - 3 自己評価の実施
 - 4 苦情解決機関の運営
 - 5 安全管理に関する取組
 - 6 個人情報の適切な管理
 - 7 情報公開
 - 8 横浜市が実施する事業への協力
- を行います。